

県営水力F I T非化石価証書を活用した脱炭素経営モデルの推進実証（第2弾）に係る 企画提案募集

山梨県が所有する県営水力発電所に限定したF I T非化石証書の購入を希望する事業者の選定にあたり、次のとおり企画提案を公募します。

1 事業の概要

(1) 事業名

県営水力F I T非化石価証書を活用した脱炭素経営モデル推進実証事業（第2弾）（以下「本実証」という。）

(2) 事業の目的

山梨県企業局は、本県の豊かな水資源を活用した水力発電による電力の安定供給や、再生可能エネルギー由来の電力から水素を製造するP 2 G技術開発等により脱炭素社会の実現に向け、県の環境施策の一翼を担っている。

本実証は、事業者が県内の工場又は事務所その他事業所等での電力使用に伴い排出されるCO₂をオフセットするため、県営水力発電所のF I T非化石証書（以下「非化石証書」という。）に限定して企業局が一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「J E P X」という。）から代理購入することにより再エネ利用の促進や、脱炭素経営モデルの推進を図ることを目的とする。

(3) 募集内容

県営水力発電所に限定した非化石証書の購入を希望する事業者を募集します。

なお、事業者は購入を希望する非化石証書の水力発電所名や、非化石証書の購入希望量及び、地域貢献や企業局のPRに関する企画提案書を提出していただく必要があります。

(4) 事業の実施場所

県内、県外（ただし、本社機能を有する事業所の住所が山梨県内に所在すること）

2 事業内容

- (1) 企画提案により選定された事業者は非化石証書の購入希望量、購入希望単価を記載したF I T非化石証書購入依頼書（様式第6号）を企業局に提出し、企業局は依頼内容にもとづき非化石証書の代理購入を行う。（購入方法は入札のため、購入を保証するものではない）
- (2) 企業局は、調達した非化石証書を証書化し、事業者に引き渡しを行う。
- (3) 事業者は、非化石証書の代理購入費用を企業局に支払う。（振込手数料は事業者負担）
- (4) 事業者は企画提案の内容を実施し、契約期間内に企業局へ報告書を提出する。

3 応募資格要件

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たす法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 県税、消費税地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 県内外の工場又は事業所その他事業所等での電力使用に伴い排出されるCO₂をオフセットする者であること。

4 契約

事業者は、県営水力F I T非化石価証書を活用した脱炭素経営モデルの推進実証事業に係る契約書を締結すること。

(1) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、以後の契約については実証事業の成果等を検証した上で、協議する。

(2) 契約内容

県営水力F I T非化石価証書を活用した脱炭素経営モデルの推進実証に係る仕様書及び、契約

書（案）のとおり。

5 企画提案書の作成、提出

(1) 企画提案を求める内容

- ア 購入を希望する非化石証書の発電所名
- イ 購入を希望する量（1事業者あたりの上限は、概ね1,000,000kWhとする。）
- ウ 非化石証書でカーボンオフセットする事業所名、需要場所、商品・サービス等
- エ 地域貢献に資する提案
- オ 企業局PRに関する提案

(2) 留意事項

- ア 企画提案書は、返却しません。
- イ 企画提案については、本公募に係る事業以外には使用しません。
- ウ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

6 相手方の選定

(1) 提出された企画提案書をもとに企業局において審査を行い5者程度選定した上で、代理購入する発電所名、非化石証書の量を記載した審査結果を事業者に通知する。

(2) 企画提案書の審査基準

- ・地域貢献に資する提案（5点）
 - ア 新たな取り組みまたは、既存の取り組みの拡大につながるものか
 - イ 脱炭素商品の開発が期待できるか
 - ウ 地域の防災、減災、環境整備、魅力発信などが期待できるか
 - エ 地域への還元が期待できるか
 - オ 脱炭素経営のモデルケースが期待できるか
- ・企業局PRに関する提案（5点）
 - ア 企業局のPR、認知度向上に関する取組か
 - イ 取組内容は、現実的であり効果が期待できるか。

7 対象発電所と非化石証書の購入可能量

(1) 対象となる発電所

企業局が所有する水力発電所 5 発電所（塩川第二、深城、西山ダム、下釜口、大城川）
県土整備部が所有する水力発電所 2 発電所（大門ダム、荒川ダム）
別紙（県営水力FIT発電所一覧表と非化石証書調達量（上限）の目安）のとおり

(2) 非化石証書の購入可能量

別紙（県営水力FIT発電所一覧表と非化石証書調達量（上限）の目安）のとおり

(3) 最低購入量、購入単位

最低購入量 25,000kWh
購入単位 1,000kWh

8 実証期間

(1) 実証期間

公募期間	令和7年	7月15日～8月6日
書面審査	令和7年	8月 8日（予定）
審査結果通知	令和7年	8月15日までに事業者へ通知
契約・購入依頼書の提出	令和7年	8月20日までに企業局へ提出
第1回オークション開催	令和7年	8月25日～ 8月29日
第2回オークション開催	令和7年	11月21日～11月28日
第3回オークション開催	令和8年	2月20日～ 2月27日
第4回オークション開催	令和8年	5月18日～ 5月22日
非化石証書の引き渡し		その都度

(2) 企画提案の実施報告

令和8年3月13日まで

9 参加申込書等の作成・提出

本公募に参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、企業等概要書（様式第3号、パンフレット等）、企画提案書（様式第4-1、4-2号）を期限までに提出すること。

- ・提出期限：令和7年8月6日（水） 16時
- ・提出先：山梨県企業局電気課 経営管理担当
- ・提出方法：電子メール（提出先：kg-denki@pref.yamanashi.lg.jp）

10 説明会

説明会は開催しません。

11 質問の受付場所、受付期間、受付方法及び回答方法

- (1) 受付場所 9に同じ
- (2) 受付期間 募集開始から令和7年8月1日（金）16時まで
- (3) 受付方法 質問書（様式第5号）を電子メールにより提出してください。
- (4) 回答方法 企業局電気課のホームページにて回答する。

12 審査結果等の通知及び公表

審査結果については、書面により事業者へ通知します。なお、審査結果等（決定事業者名、その提案概要等）については、県ホームページに後日掲載します。

13 企画提案等に係る実施計画及び実施報告

事業者は、企画提案書に記載された「地域貢献に資する提案」及び「企業局PRに関する提案」に係る具体的な計画書を実施前に企業局へ提出し、契約期間内に実施報告書を提出すること。

14 企画提案の広報、支援

- (1) 山梨県企業局と（株）山梨中央銀行は本実証の実施にあたり、相互協力について協定を締結している。
事業者は企画提案の内容等について、（株）山梨中央銀行に相談することができる。
相談窓口
株式会社山梨中央銀行 地方創生推進部 山梨未来創生室 担当 宇佐美、加々美 tel:055-224-1103
- (2) 本実証により脱炭素経営モデルの推進を図るため、企画提案の内容については（株）山梨中央銀行と情報を共有する。